

開催期日 令和 8 年 5 月 1 5 日

開催場所 中島村役場 2 階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中 島 村 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会	令和8年5月15日	午後1時30分
閉 会	令和8年5月15日	午後2時13分
場 所	中島村役場 2階会議室	

2. 会議に提出した議案

報告第1号 地域計画変更（案）に対する意見（回答）について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
～第3号 処分について
議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について
協議事項 中島村農業委員会の令和7年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価等（案）について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者9名・欠席者3名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長	野 木 重 徳
--------------	---------

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事	松 本 美 和
--------------	---------

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和8年第5回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。
会長（あいさつ）

皆さんこんにちは。本日欠席者が3名ほどおりますが、皆さん田植えの時期で忙しいということで、大きい農家などはまだまだ田植えが残っているかと思います。また、昨日降った雹ですが、他の地域では被害があったそうですが、中島村では被害がなかったという報告を受けてますので幸いかなと思っております。これからブロッコリーの収穫時期も迎えますので、今後農作業につきましては十分注意しながら行っていただきたいと思います。

それでは早速審議に入りたいと思いますのでよろしく願いいたします。

事務局長

農業委員1名及び推進委員2名の欠席を報告し、中島村農業委員会会議規則第4条により、会長が議長となり、議事録署名人の選出より議事進行を行う旨を宣した。

議 長

議事録署名人の選出について、3番長田信夫農業委員、5番吉田定雄農業委員を指名した。

議 長

報告第1号地域計画変更（案）に対する意見（回答）について、事務局に説明を求めた。

事務局長

報告第1号地域計画変更（案）に対する意見（回答）について説明した。

議 長

報告事案の説明を終了する旨を宣した。

議 長

続いて、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第18号について、確認担当委員に報告を求めた。

事 務 局

本日欠席されている水野谷推進委員より報告書を提出いただいておりますので、代理で報告させていただきます。議案第1号受付番号第18号につきまして、5月9日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、また、譲受人は農家であるため、耕作についても問題ないと思われれます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1番大木一男農業委員

議案第1号受付番号第18号につきまして、只今、水野谷推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、水野谷推進委員と同様に、現地についても5月9日に確認いたしましたが無問題で、譲受人は農家であるため、耕作についても問題ないと思われれます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

———— 異議なしの声多数 ————

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について許可することに異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第 2 号の審議の前に、中島村農業委員会会議規則第 10 条の規定により、4 番小針一男農業委員の除斥を求めた。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

再開する旨を宣し、議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第 2 号受付番号第 3 号について、確認担当委員に報告を求めた。

5 番吉田健司推進委員

議案第 2 号受付番号第 3 号につきまして、5 月 9 日に、設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5 番吉田定雄農業委員

議案第 2 号受付番号第 3 号につきまして、只今、吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても 5 月 9 日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について許可することに異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

4番小針一男農業委員の除斥を解除する旨を宣した。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

再開する旨を宣し、4番小針一男農業委員に対し、議案第2号については原案のとおり可決決定された旨を告知した。

議 長

続いて、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第4号について、確認担当委員に報告を求めた。

事 務 局

本日欠席されている水野谷推進委員より報告書を提出いただいておりますので、代理で報告させていただきます。議案第3号受付番号第4号につきまして、5月10日に、設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さん・●●●●さんの申請代理人である行政書士・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1番大木一男農業委員

議案第3号受付番号第4号につきまして、只今、水野谷推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、水野谷推進委員と同様に、現地についても5月10日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について許可することに異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第4号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第4号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番吉田健司推進委員

議案第4号令和8年度6月公告分につきまして、5月8日に貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、借り手は新規認定就農者であり、祖父から農地を借り受け、協力を得ながら耕作するため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番吉田定雄農業委員

議案第4号令和8年度6月公告分につきまして、只今、吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様、現地についても5月8日に確認いたしましたが問題はなく、借り手は新規認定就農者であり、祖父から農地を借り受け、協力を得ながら耕作するため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について許可することに異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第4号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって全議案審議終了につき、協議事項に入る旨を宣し事務局に説明を求めた。

事 務 局

協議事項・中島村農業委員会の令和7年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価等（案）について説明した。

議 長

事務局より説明があったが、質問等ないか諮ったところ。

議 長

28ページの農業委員会の現在の体制のところ、任命・委嘱年月日が令和3年9月23日で、任期満了年月日が令和6年9月22日となっていますが、間違いではないですか。

事 務 局

失礼しました。こちら古い情報でしたので正しくは、任命・委嘱年月日が令和6年9月23日で、任期満了年月日が令和9年9月22日となりますので修正いたします。

議 長

その他、質疑等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議ないものと認め、協議事項・中島村農業委員会の令和7年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価等（案）については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって協議事項終了の旨を宣した。

事 務 局

その他に入る旨を宣した。

一点目 次回の農業委員会総会は、6月15日（月）に役場2階会議室で行う。

二点目 令和9年度農業施策に関する意見の提出等の検討について

三点目 タブレット端末操作練習について

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉　　会　　の　　日　　時
令和8年5月15日　午後2時13分